

※第3刷より反映させていただきます。(第3刷の時期は未定)

■お詫びと訂正

法改正に伴う修正がございました。読者の皆様

及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

下記の該当ページの赤字が法改正の追加部分になります。

可燃性ガスとは？
 酸素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタン
 以外の温度 15°C、1 気圧において気体である可燃性の物

就業制限《安衛法 61 条、安衛令 20 条 10 号、安衛則 41 条、安衛則別表 3》
 ● 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接・溶断・加熱の業務は、技能講習修了者、ガス溶接作業主任者免許保持者以外行ってはならない

選任 《特化則 27 条》

 ● 金属アーク溶接等作業を行うときは、技能講習を修了者のうちから特定化学物質作業主任者を選任する（経過措置で令和 4 年 3 月 31 日までは不要）

特定化学物質作業主任者

全体換気装置等《特化則 38 条の 21 第 1 項》
 ● 金属アーク溶接等作業を行なう屋内作業場は、全体換気装置または同等以上の装置（局所排気装置等）を設けなければならない

空気中の溶接ヒューム濃度の測定等《特化則 38 条の 21 第 2 項、3 項、8 項》
 ● 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で、新たな溶接方法を採用し、または変更するときは、個人サンプリング（測定方法等は R 2.7.31 厚労省告示 286 号参照）により溶接ヒューム濃度を測定（令和 4 年 3 月 31 日までに実施）
 ● 上記の測定結果により換気装置の風速の増加等の措置を講じる
 ● 測定結果を記録し 3 年間保存

掃除等《特化則 38 条の 21 第 9 項》
 ● 金属アーク溶接作業を行なう屋内作業場の床を水洗等により毎日 1 回以上掃除

通風等が不十分な場所におけるガス溶接等の作業《安衛則 262 条》

スース及び吹管は損傷、摩耗等のなものを使用する
 スースと吹管及びホース相互の接続

ホースバンド
 名札
 調整器（禁油）

作業主任者は P16 参照

P134 上記赤字部分、条文追加

アーク溶接のアークその他強烈な光線を発散する場所《安衛則 325 条》
 ● 区画したり、移動用カンバス、つい立等でしゃ光する。また、作業服、シールド、保護眼鏡等を備え付け、使用する

健康診断《特化則 39 条》
 ● 雇入れの際、配置替えの際、及びその後 6 か月以内ごとに 1 回

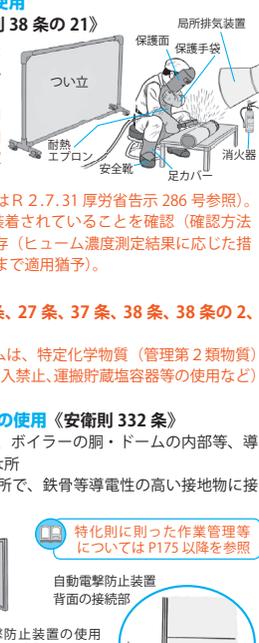
保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等の使用《安衛則 593 条、粉じん則 27 条、特化則 38 条の 21》
 ● 多量の高熱物を取り扱う業務、有害な光線にさらされる業務、ガス・粉じん等を発散する業務等に従事するとき
 ● アーク溶接作業を行うときは、呼吸用保護具の使用作業を継続して行う屋内作業場では、溶接ヒューム濃度測定（P134 参照）の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用（要求防護係数は R 2.7.31 厚労省告示 286 号参照）。1 年に 1 回、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（確認方法等は上記告示参照）、記録を 3 年間保存（ヒューム濃度測定結果に応じた措置、確認、記録は令和 4 年 3 月 31 日まで適用猶予）。

作業管理等《特化則 12 条の 2、21 条、24 条、25 条、27 条、37 条、38 条の 2、43 条、45 条および安衛則 35 条》
 ● 金属溶接等作業で生じる溶接ヒュームは、特定化学物質（管理第 2 類物質）として特化則の適用（関係者以外の立入禁止、運搬貯蔵塩容器等の使用など）を受ける

交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の使用《安衛則 332 条》
 ● 船舶の二重底・ピークタンクの内部、ボイラーの胴・ドームの内部等、導電体に囲まれた場所で著しく狭い箇所
 ● 墜落の危険がある高さ 2 m 以上の場所で、鉄骨等導電性の高い接地物に接触するおそれがある所

特化則に則った作業管理等については P175 以降を参照

ELB
 使用前テストボタンによる動作確認《安衛則 352 条》
 アースの使用
 D 種アース
 自動電撃防止装置の使用《安衛則 332 条》
 被覆の損傷の有無
 以上の 3 点キャプタ



P136 上記赤字部分、条文追加

2 類物質	特別有機溶剤等	ン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン、これらを含有する物	
	管理第 2 類物質	第 2 類物質のうち特定第 2 類物質、特別有機溶剤等及びオーラミン等以外の物質	アルキル水銀化合物、コールタール、シアン化ナトリウム、溶接ヒューム等 20 物質
	第 3 類物質	安衛令別表第 3 第 3 号	アンモニア、硝酸等 8 物質
	第 3 類物質等	特定第 2 類物質及び第 3 類物質	
		職業がん等健康障害のおそ	第 1 類物質（PCB を除く）及

P175 表中、管理第 2 類物質欄に赤字部分、条文追加

溶接・溶断・加熱	の指揮				
	可燃性ガス又は酸素を用いて行う金属の溶接・溶断・加熱	・ガス溶接作業主任者 ・ガス溶接技能講習修了者	○	○	安衛令 20 条 10 号 安衛則 41 条 安衛則別表第 3
	金属アーク溶接等作業	特定化学物質作業主任者		○	安衛令 6 条 18 号 特化則 27 条
	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断等	アーク溶接作業		○	安衛則 36 条 3 号
	作業計画に基づく作業の指揮	作業指揮者			定め 安衛則 151 条の 4

P221 表中、溶接・溶断・加熱欄に、赤字部分、条文追加